

# 市と町村の主な相違点 (総務省ホームページ 地方自治制度の概要より)

		市	町村
要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口5万人以上</li> <li>○ 当該市の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上</li> <li>○ 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上</li> <li>○ 以上のほか都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること</li> </ul> <p style="text-align: center;">(法§8①)</p> <p style="text-align: center;">※合併市町村については、市となるべき要件は、人口3万人以上のみ 《市町村の合併の特例等に関する法律第7条(～H22.3.31)》</p>	<p>【町の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県の条例で定める町としての要件を備えていること ⇒ 市街地要件、商工業従事者要件などを定めている例が多い。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(法§8②)</p> <p>【村の要件】 なし</p>
事務	生活保護	<p>福祉事務所を設置し、生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行う。</p> <p>(社会福祉法§14、生活保護法§19)</p>	<p>福祉事務所を設置する町村においては、生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行う。</p>
	都市計画	<p>知事が都市計画区域を指定し、当該区域内における都市計画決定の事務を行う。</p> <p>(都市計画法§5)</p>	<p>知事が指定する都市計画区域を有する場合、当該区域内における都市計画決定の事務を行う。</p>